

ともに創ろう、みんなが働きやすい職場
～外国人雇用はルールを守って適正に～

6月は「外国人雇用啓発月間」です

〈外国人雇用状況の届出は全ての事業主の義務です〉

全ての事業主の方には、外国人（特別永住者を除く）の雇い入れと離職の際に、当該外国人の氏名、在留資格、在留期間等を確認し、外国人雇用状況届出書や雇用保険被保険者資格取得（喪失）届によりその状況をハローワークへ届けていただくことが義務づけられています。

この届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行ってまいります。

〈外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保のために〉

○「外国人雇用管理アドバイザー制度」をご利用ください。

外国人雇用管理アドバイザーは、外国人労働者の雇用管理に関する事業主のみなさまからの相談に関し、その事業所の雇用管理の実態及び問題点を把握・分析し、効果的な改善案を提示することにより、雇用管理改善のお手伝いをします。

外国人雇用管理アドバイザーへの相談は、お近くハローワークへお申込みください。訪問日程を調整のうえ、みなさまの事業所にアドバイザーを派遣いたします。

○「外国人労働者相談コーナー」、「外国人雇用サービスコーナー」のご案内

外国人の方が、通訳を介して労働条件や職業相談を受けることができるコーナーを設置しています。開設の場所、相談日及び時間は、下記のとおりです。

☆「外国人労働者相談コーナー」・・・労働条件等の相談 ※相談日は変更となることがあります。

・高岡労働基準監督署：ポルトガル語・スペイン語 TEL 0766-23-3130
原則として毎週 火・金曜日（祝日を除く） 9：30～17：00

・富山労働局 労働基準部 監督課：中国語 TEL 076-432-2730
原則として毎月 第4木曜日（祝日を除く） 9：00～16：30

☆「外国人雇用サービスコーナー」・・・再就職等の相談

・高岡公共職業安定所：ポルトガル語 TEL 0766-21-1515（41#）
毎週 月・水・木曜日（祝日を除く） 13：00～17：00